

# はぐるま

日本共産党  
川崎重工委員会  
TEL : 341-3235  
FAX : 341-3236  
ホームページ  
<http://www.jcp-kawajyu.jp>

経済危機のもとで、世界に名だたる大企業が競い合つて雇用破壊をすすめてい  
す。厚生労働省によると、昨年10月から今年9月までに失職する非正規労働者は22万  
3千人、正社員の解雇数も2万6千人超と報告されています。  
大企業による雇用破壊は、労働者の命と生活を根底から脅かすとともに、景気悪化  
との悪循環をつくりだし、日本経済、日本社会の前途をも危うくする一大社会問題と  
なっています。

## 非人間的な「非正規切り」をやめよ！ 全員を正社員に

### 目先の利益に走って会社や日本経済は本当に大丈夫か？



#### 川崎重工の「非正規切り」の実態

川崎重工と関連会社を  
合わせると「非正規切り」  
は、一千人近くにのぼるも  
の推定されます。この数  
は、一つの工場が丸ごと消  
滅するだけの人数で、異常  
というほかはありません。

#### 〈明石工場〉

製造ラインで10年以上  
もの間働き、そこで主力  
であった人たちも含め多  
くの派遣労働者が雇い止  
めされた。

#### 〈KPM〉

派遣労働者が「入社試  
験」という名のふるいに  
かけられ、一部の上位の  
人は不安定雇用の契約  
社員とされたが、それ以  
外の多くの人は雇い止め  
された。

#### 〈神戸工場〉

派遣労働者のMさんは、  
昨年派遣元で、仲間とと  
もに労働組合を立ち上げ  
た。それを嫌悪され、派  
遣元で「川重は『Mはい  
らん』と言っている」と  
脅され、12月に解雇され  
た。

#### 「非正規切り」は人道 的にも、法的にも、社 会的にも許されない

第一に、そこで働き生活  
している人間をモノのよう  
に平気で切り捨てること  
は、人道に反して許され  
ません。

第二に、労働者派遣法  
(左欄を参照)からすれば、  
明石工場の例などは明白な  
違法であります。

第三に、川崎重工は内部  
留保が3000億円以上  
あり、十分雇用を確保する  
体力があります。こういう  
ときこそ大企業としての雇  
用を守る社会的責任を果た  
すべきです。ましてや、防  
衛省関係で年間1000  
億円以上も国民の莫大な税  
金が投入されているのだか  
ら、なおさらです。

第四に、長年働いていた  
労働者を解雇することは、  
蓄積した技能・技術まで捨  
て去ることであり、生産が  
混乱し重大な労働災害が発  
生しかねません。

#### 兵庫・岐阜の共産党 神戸本社に「大量解 雇の中止・撤回」を 申し入れ

4月3日の申し入れに  
対した労政課の高橋氏は、  
「労働法制は遵守する。法  
違反と認められる事例があ  
れば対応する」と回答しま  
した。これは、今後のた  
かしの足がかりになるもの  
です。

#### 「雇用は正社員が 当たり前」「人間らし く安心して働ける職 場」の実現を

非正規雇用は臨時的・一  
時的なもので合理的理由が  
ある場合に限定し、それ以  
外はすべて正社員にすべき  
です。「人間らしく安心して  
働ける職場」を実現してこ  
そ、良いものをつくれるし  
企業の発展にもつながりま  
す。

私たち日本共産党は、労  
働者のたたくいと固く連帯  
し、労働者派遣法の抜本改  
正、「雇用は正社員が当たり  
前」の「ルールある経済社  
会」を実現するために奮闘  
します。  
労働者のみなさん、正規  
労働者と非正規労働者との  
連帯をつよめ、ともにがん  
ばりましょう。

## 明石工場 県、市との環境協定違反 (NOx) を7年間排出



四方が住宅地に囲まれ、  
多くの労働者が働く明石工  
場の中で、基準を超えるNOx  
を長期に排出していたこと  
が3月に発覚しました。  
大橋前社長は、6月の環  
境月間メッセージで、「自  
分たちの生産活動が周辺地  
域に与える影響を考慮し、  
環境負荷低減に努めること  
は企業としての義務であ  
り、特に地域住民に健康被  
害を与えるようなことは決  
して許されません」と述べて  
います。まったくその通

りで重大問題です。  
さらに、「環境を管理す  
る責任者が状況を確実に  
チェックし、定期的に自己  
評価を行い、業務プロセス  
を継続的に改善していか  
なければなりません」と述べて  
います。  
問題は、なぜ長期にわ

NOxは、窒素酸化物の総称  
で、高濃度で人の呼吸器に  
悪影響を与え、光化学ス  
モッグや酸性雨の原因にも  
なります。

**大河** 国連「グローバル・コ  
ンパクト」(GC)が国  
連本部に発足して9  
年になります。

GCは、持続可能なグロー  
バル経済をめざし、各企業  
に対して、人権、労働基準、  
環境、腐敗防止に関して、  
国際的に認められた規範(10  
原則)を支持し、実践す  
るよう要請しています。い  
まや参加企業は130カ国  
以上で6000社を超え、  
世界の大きな流れとなりつ  
つあります。

株主だけに目を向け、利  
潤追求のためなら「派遣切  
り」などなんでもありでは、  
世界の中で孤立の道をすす  
むことになるでしょう。  
私たちは、10原則を立派  
に遵守した企業風土を確立  
し世界に誇れる企業になっ  
てほしいと考えています。  
日本共産党の志位委員長  
は、「財界・大企業に対す  
る私たちの立場は、『大企  
業打倒』でも『大企業敵視』  
でもありません。大企業の  
不当な横暴をただし、その  
経済力に応じた社会的責任  
を求めることが、党綱領が  
いま求めている立場であり  
ます。それは日本経済の健  
全な発展を促すとともに、  
企業の発展にもつながる道  
であります。」と語ってい  
ます。

**GC「10原則」の一部紹介**  
人権 企業は、  
原則1：国際的に宣言されている人  
権の保護を支持、尊重し、  
原則2：自らが人権侵害に加担しな  
いよう確保すべきである。  
労働基準 企業は、  
原則3：組合結成の自由と団体交渉  
の権利の実効的な承認を支持し、  
原則4：あらゆる形態の強制労働の  
撤廃を支持し、...

たつて放置されたかであ  
り、担当者の管理強化だけ  
では限界があります。  
再発を防ぐには、  
・担当者まかせでなく、社  
内での集団的な検証の場  
を設ける。  
・市、県との協定通りに環  
境保全のための地域住民  
を含めた協議会を実施す  
る。(7月8日に第1回  
明石市環境保全協議会  
が開催された。)  
ことが必要ではないでしょ  
うか。

「専門業務」や一般事務の派遣で  
働いているみなさんへ

◇チェック1  
「26専門業務」で1年以上働いていませんか？  
実際には1週間あたりの就業時間で1割以上、電話やコピー、掃  
除などが含まれる場合で原則1年、最長3年(過半数労働者代表  
からの意見聴取が条件)を超えたとき、派遣先企業から「直接雇  
用」の申し入れがありましたか？  
ない⇒違法です。すぐ労働局へ申請しよう。

◇チェック2  
一般事務1年以上働いていませんか？  
原則1年、最長3年(過半数労働者代表からの意見聴取が条件)  
超えたとき、派遣先企業から「直接雇用」の申し入れがありま  
したか？  
ない⇒違法です。すぐ労働局へ申請しよう。

労働者派遣法の大原則は、派遣は「臨時的、一時的業務に限  
る」「常用雇用の代替—正社員を派遣に置き換えることはしては  
ならない」ことです。そのために期間制限(原則1年、最大3年  
まで)があり、これを超えて同一業務をさせることは違法行為で  
あり、超える場合は派遣先企業が派遣労働者に直接雇用の申込義  
務があります。

# クレーン倒壊事故の神戸地裁判決の確定にあたって 「安全で安心して働ける職場」 づくりに全力を尽くそう



2007年8月に川崎造船神戸工場でクレーン倒壊事故の大惨事が起きてから2年になろうとしています。しかし、それ以降も、休業災害だけでも川崎重工と関連会社を合わせると50件以上発生しています(2008年の全災害は107件)。また、メンタルヘルス障害も深刻です。設計も含め労働現場は、いのちと健康が依然として危険にさらされています。

クレーン倒壊事故の判決が5月に確定したいま、この重大労働災害から汲み取るべき教訓を再確認し、「安全で安心して働ける職場」づくりにみなさんとともに奮闘したいと思えます。

## 個人責任の追及ではなく、個人のミスを生みだした原因の究明が大切

神戸地裁が「禁固1年・執行猶予2年」と下した判決理由として、「工事の実施について慎重に検討し、周到に準備する必要があった。三人の過失は大きく、刑事責任を軽視できない」と述べました。

また、判決では、社内規定に基づく審議会で安全性の検討などを怠ったと指摘しました。

たしかに指揮監督者の責任は重大ですが、重大労働災害は個人のミスを生みだす

る幾重もの要因が積み重なって起きるものです。問題は、安全性の検討などをなぜ怠ってしまったのかという点です。

裁判では、個人責任の追及だけでなく、それらの原因まで踏み込んだ説明が望まれていましたが、そこには、刑事責任の追及を主眼としている今日の裁判の限界がしめされているように思えます。

を明らかにすることでした。しかし、今日の労働災害の発生状況を見るかぎり、その究明は不十分だったのではないのでしょうか。

私たちは、クレーン倒壊事故後に、次の点を提起しました。それらは、いまも課題となっています。

- ・危ないと思えば「危ない」と言える職場にすること。
- ・クレーンなどを専門家で総点検すること。
- ・事故を公開し、技術の継承とともに安全の継承に取り組むこと。
- ・無理のない工程と余裕を持った要員を計画すること。

労働安全衛生法の第3条には、**「事業者は、単にこの法律で定められた最低基準を満たすだけでなく、労働環境の改善を図り、労働者の健康を確保するように努めなければならない」と**定めています。

労働災害の防止・根絶は、労働者の命にかかわるもっとも大事な問題です。働くものが健康で人間らしく生き働くこと、いのちと健康を守ることは憲法で保障された基本的人権であり、労働基準法・労働安全衛生法で企業に課せられた責任と義務です。

会社は「安全第一」と強調していますが、「非正規切り」のように人間をモノのように使い捨てたり、思想差別や男女差別などで人権を傷つけている状態では、労働災害を根絶することができません。また、「職場規律カード」や「イエローカード」で管理強化するだけでは災害は減少しないでしょう。

非正規労働者も含め一人ひとりの人権が尊重されてこそ、「安全で安心して働ける職場をつくる」ことができるのではないのでしょうか。

## 年齢による差別をなくし、 60歳からも安心して 働ける処遇改善を

職場では、エルダー制度やシニア制度に対して、「仕事内容や責任も同じなのになぜ給料が大幅に下がるのか」「賃金が6割では、貯蓄を食いつぶすしかない。退職金でローン返済するために退職するしかない。」などのさまざま不満の声があがっています。

労働組合も労働者の声に押され、会社との間で処遇改善に向けて、協議を開始しています。

## 同一労働・同一賃金の「均等待遇のルール」を

アメリカやヨーロッパでは、年齢を理由にして雇用や賃金など、労働条件について差別することを禁じています。



同じ労働には、同じ賃金・休暇が保障される「均等待遇のルール」を確立すべきではないでしょうか。そうすれば、年齢による差別的な「エルダー」「シニア」という呼び名も必要なくなります。

私たちは、具体策として次の二点を提案します。

- ・年金が満額であるまで、年齢による賃下げなしで定年延長する。
- ・定年延長および退職金の受け取り時期は労働者の選択制とする。

## 内外の日本から 最近のニュース

# 注目集める日本共産党の 核兵器廃絶をめざす活動

## 志位書簡に米政府から返書

いま、オバマ米大統領への志位委員長の手簡に対する返書が大きな話題になっています。米政府から日本共産党へ返書を送ってきたことは、歴史上初めてです。

それを受けて、志位委員長は麻生首相と会談し、日本政府がこの人類的課題の実現の先頭に立つことを求めました。また、衆参両院議長とも会談しました。

オバマ大統領の演説の重要な点は、

- ①米大統領として初めて「核兵器のない世界」を追求することをアメリカの国家目標とすると宣言した。
- ②広島・長崎への核兵器使用が人類的道義にかかわる問題であること、その立場から核兵器廃絶にむ
- ③核兵器廃絶にむけて世界の諸国民に協力を呼びかけた。

- (1)核兵器廃絶を正面からの主題とした国際交渉を開始すること。
- (2)来年のNPT(核拡散条約)再検討会議で核保有国が自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束すること。

## 職場の労働安全衛生 活動の取り組み

### 要求実現 リッパな手洗いが

昨年12月、川崎造船神戸工場の有志が第4船台に仮設手洗いと洗眼器を付けるように安全衛生会議や労組を通じて要求していましたが、今年の初めに片側ですが実現しました。

職場の人から「リッパな手洗いが付きました。鏡まで付いている」と喜びの声が寄せられました。また、2月の安全衛生会議で「洗眼器を各工場に順次付けていきます」と報告がありました。

日本共産党  
川崎重工委  
員会ホーム  
ページより